

京都市保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第141号

京都市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市保育所条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2 その他の世帯の項中

76,400	79,200	82,000	84,800	87,600	90,400	93,100
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

「

77,200	80,000	82,900	85,700	88,500	91,300	94,100
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。」

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)